

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第12号

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 1～4 略</p> <p>5 次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 浄化槽管理士の<u>住民票の抄本及びその者の浄化槽管理士免状の写し</u></p> <p>(5) 略</p> <p>略</p> | <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 1～4 略</p> <p>5 次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し</p> <p>(5) <u>条例第10条第3項に規定する浄化槽管理士が同項の研修を受講したことを証明する書類</u></p> <p>(6) 略</p> <p>略</p> |
| <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> | <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(4) 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号の変更の場合は、浄化槽管理士の<u>住民票の抄本</u>及びその者の浄化槽管理士免状の写し</p> | <p>(4) 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号の変更の場合は、浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> |
| <p>様式第9号（第12条関係）</p> | <p>様式第9号（第12条関係）</p> |
| <p>略</p> <p style="text-align: right;">↑ 35 センチ メー ↓ トル 以上</p> <p>← 40 センチメートル以上 →</p> | <p>略</p> <p style="text-align: right;">↑ 25 センチ メー ↓ トル 以上</p> <p>← 35 センチメートル以上 →</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。